

選挙管理委員会議案

(29年第2回)

上 三 川 町

会 議 次 第

平成 2 9 年 6 月 1 日 午前 9 時

上三川町役場 3 階 中会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数に
ついて

議案第 4 号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第 5 号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

議案第 6 号 上三川町選挙執行規程の一部改正について

議案第 7 号 在外選挙人名簿の抹消について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を平成 29 年 6 月 1 日選挙人名簿に登録する。

平成 29 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

選挙人名簿 別冊

別紙

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(H29.3.2)			今回登録者数(H29.6.1)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,218	1,246	2,464	1,220	1,242	2,462	2	△4	△2
第2投票区	1,910	1,884	3,794	1,920	1,891	3,811	10	7	17
第3投票区	746	726	1,472	744	729	1,473	△2	3	1
第4投票区	940	962	1,902	942	970	1,912	2	8	10
第5投票区	2,103	1,766	3,869	2,118	1,758	3,876	15	△8	7
第6投票区	1,414	1,403	2,817	1,418	1,407	2,825	4	4	8
第7投票区	1,407	1,421	2,828	1,416	1,438	2,854	9	17	26
第8投票区	1,767	1,730	3,497	1,771	1,729	3,500	4	△1	3
第9投票区	1,448	1,420	2,868	1,444	1,419	2,863	△4	△1	△5
合 計	12,953	12,558	25,511	12,993	12,583	25,576	40	25	65

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成 29 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

議案第 3 号

選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

平成 29 年 6 月 1 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 11 項並びに第 5 条第 1 項及び第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

平成 29 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

512 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4,263 人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8,526 人

議案第4号

選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成29年6月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
朝日新聞東京本社 世論調査部長 前田 直人 東京都中央区築地5-3-2	政治や選挙などに関する 全国世論調査のため	平成28年11月29日	第7投票区から6名

計 1 件

議案第5号

在外選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。

平成29年6月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

政治活動を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧

(公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の2第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

政治又は選挙に関する調査研究を目的とした在外選挙人名簿の抄本の閲覧
 (公職選挙法第30条の12において準用する同法第28条の3第1項関係)

申出者	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲
閲覧なし			

計 0 件

議案第 6 号

上三川町選挙執行規程の一部改正について

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律
(平成 28 年法律第 94 号) の施行に伴い、公職選挙法第 22 条第 3 項
の規定に基づき定めるものとする。

平成 29 年 6 月 1 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

別紙のとおり

上三川町選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月1日

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

上三川町選挙執行規程の一部を改正する規程

上三川町選挙執行規程（昭和59年上三川町選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第22条第2項」を「第22条第3項」に、「登録を行う日及び縦覧に供する期間は、次のとおり」を「は、選挙の期日の告示の日の前日」に改め、同条第1号から第3号までを削る。

議案第7号

在外選挙人名簿の抹消について

次の者は死亡又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後4箇月を経過するに至ったことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

平成29年6月1日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の名称	氏名	生年月日	性別	備考